

議案第9号

葛飾区生産緑地地区を定めることができる区域の規模に関する条件を定める条例
上記の議案を提出する。

平成30年2月16日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

生産緑地地区を定めることができる区域の規模に関する条件を定める必要があるので、
本案を提出いたします。

葛飾区生産緑地地区を定めることができる区域の規模に関する条件を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、生産緑地法（昭和49年法律第68号。以下「法」という。）第3条第
2項の規定に基づき、葛飾区における生産緑地地区を定めることができる区域の規模に
関する条件について定めるものとする。

(規模)

第2条 法第3条第2項に規定する条例で定める区域の規模に関する条件は、300平方メ
ートル以上であることとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。